

# 高めよう！ 人権意識 心のかけ橋



2026年7月 発行元：加茂交流館  
〒720-2417 福山市加茂町芦原491-1  
TEL (084) 972-5541  
E-mail: kamo-krk@city.fukuyama.hiroshima.jp  
FAXの方は、北部地域振興課あてに送信してください。  
FAX (084) 976-8150

交流館では、みんなが交流し、つながり合うことを目的としてさまざまな講座を行っています。

## 人権啓発講座

なつやす えいがかんしょうかい  
夏休み映画鑑賞会



戦後81年がたとうとしています。いま、日本は戦争をしてい  
ませんが、世界では、戦争におびえて暮らしている人がいます。

とき 8月6日(木)  
10:00~12:00

ところ 加茂交流館

映画をみて平和について考えましょう  
作品は来てのおたのしみ  
\*もってくるもの お茶か水  
\*無料 どなたでも参加いただけます

小学生のみんなが、  
ササに友だち作りのひけつを  
短冊に書いてくれています。  
ぜひ見にきてください



## 2026 市民平和のつどい・ 第72回市民平和大会

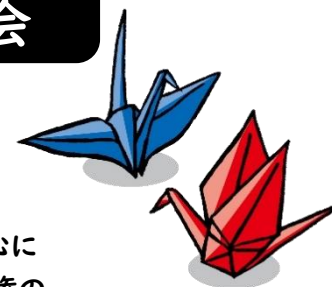
日時：8月8日(土) 13時~16時

場所：まなびの館ローズコム  
(福山市霞町一丁目10番1号)

内容：1945年8月8日の「福山空襲」を心にとめるとともに、平和の大切さや人権の尊さについて考える。

入場料：無料

問合せ：福山市多様性社会推進課(電話084-928-1006)



地域交流事業

## 福山 おもちゃびょういん・かも

こわれたおもちゃを治します！

☆とき 8月22日(土)  
9:30 ~ 11:00

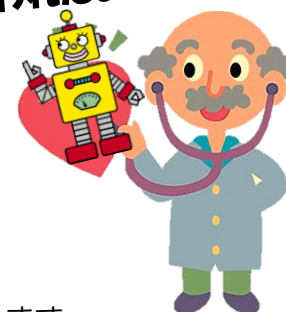
☆ところ 加茂交流館

★予約は不要です

※治療費は無料です

※診察の結果、治療できないおもちゃもあります

※部品交換など必要な場合は実費負担となります



また  
あそんでね！

## 厚生労働省から、ハンセン病元患者のご家族のみなさまへ

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度の制度をご存じですか？

国のハンセン病元患者の方々に対する隔離政策により、元患者の方々だけでなく、ご家族のみなさまに対しても、社会からとても厳しい偏見や差別がありました。この厳然たる事実を深刻に受け止め、ご家族のみなさまが長年にわたり強いられてきた多大の苦労と苦難に対し、政府として深く反省し、改めて心からお詫び申し上げます。

これは、そのような元患者のご家族のみなさまのための制度です。

補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

1996年(平成8年)3月31日までにハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方と、家族関係にあったことがある方が対象となります。

|           |                                                                                 |                |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 支給の対象となる方 | ア：配偶者（事実婚も含む）<br>イ：親、子<br>ウ：親・子の配偶者及び配偶者の親、子                                    | 補償金の額<br>180万円 |
|           | エ：兄弟姉妹<br>オ：祖父母、孫<br>カ：祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等<br>キ：曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい | 補償金の額<br>130万円 |
|           |                                                                                 |                |

補償金の請求手続きについて

・請求書は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、個別に郵送しています。

・手続きについて、厚生労働省のホームページの「ハンセン病元患者家族に対する補償金 Q&A」を参照ください。

・請求期限は 2029 年(令和 11 年)11 月 21 日までです。



### 厚生労働省補償金相談窓口

請求書の提出に関する相談については、厚生労働省（健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室）の窓口まで

03-3595-2262

月～金曜日 10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)



か も こうりゅうかん  
加茂交流館では、

せいかつじょう しょうだん おう  
生活上のさまざまな相談に応じています。

しごと しょうしよく せいかつ がっこう ふくしせいど じんけんしんがい  
仕事や就職、生活や学校、福祉制度や人権侵害など

せいかつ こま そうだん おう  
生活のなかでの困りごとの相談に応じています。



住民票などの個人情報の不正取得から守るために、  
第三者が申請した場合、登録者にお知らせしています。

＊「登録型本人通知制度」が、福山市ホームページの  
「福山市電子申請サービス」から手続きしていただけます。  
＊スマートフォンなどをお持ちの方は、右の二次元コード  
を読み込むことで手続きが行えます。(対応機種のみ)



右の二次元コードをスマートフォンなどで  
読み取ると、加茂交流館の施設や事業・  
講座などを確認していただけます。

